

名古屋外国語大学外部評価実施要綱

2016年6月20日要綱第1号

(趣旨)

第1 名古屋外国語大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等に関する外部の有識者（以下「外部評価員」と称する。）による外部評価は、この要綱の定めるところにより実施する。

(目的)

第2 外部評価の実施は、本学の教育研究活動等に関する自己点検・評価の一環として外部評価員の検証・評価を経ることにより、本学の教育研究活動の向上と社会に対する説明責任を果たすことを主たる目的とする。

(外部評価の実施対象)

第3 外部評価は、本学の理念・目標に基づく教育研究活動等の状況について行うものとする。

(外部評価員の委嘱)

第4 学長は、中立かつ公正な外部評価の実施に留意して、次に掲げる社会構成員の中から、適任者複数名を外部評価員として委嘱するものとする。

- (1) 他大学の現職教員又は教員経験者
- (2) 行政又は教育行政関係者
- (3) 高等学校長又は高等学校教員
- (4) 公的国際団体関係者
- (5) 経済団体又は経済界・産業界関係者
- (6) その他の有識者

(外部評価の実施方法)

第5 外部評価員は、本学が検証・評価のためにあらかじめ用意する資料、本学がウェブサイト等で公表している資料及びその他の関係資料等に基づき、検証・評価を行うものとする。

- 2 外部評価員は、前項に定めるほか、必要に応じ施設調査又は授業視察等の実地調査を行う。
- 3 外部評価は、学長が必要と認めたときに実施する。

(外部評価結果の公表)

第6 学長は、外部評価を行ったときは、その実施結果及び意見等の反映状況を整理し、適時、公表するものとする。

(事務の処理)

第7 外部評価の実施に関する事務は、事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、外部評価に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。